

第1章 総論

1 プランの概要

(1) プランの位置づけ

福岡市基本計画 (H25 年度～H34 年度:10 年間)

《分野別目標》安全・安心で良好な生活環境が確保されている
〈施策 3-5〉犯罪のない安全で住みよいまちづくり

指標項目	現状値	目標値
犯罪の少なさの満足度	34.1% (H30 年度)	50% (H34 年度)
刑法犯認知件数	14,916 件 (H30 年)	15,000 件 (H34 年)

実施計画「政策推進プラン」 (H29 年度～H32 年度:4 年間)

＜施策の方向性＞

市民や企業など防犯活動への多様な主体の参加を促進し、社会全体で地域の防犯力を高める。

※福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGs の実現に取り組んでいます。

防犯施策の総合的・効果的推進

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例

犯罪の防止に配慮した道路等・住宅・学校等の構造、設備等に関する指針 (防犯環境設計)

福岡市防犯のまちづくり推進プラン 防犯のまちづくりに関するソフト・ハード両面の効果的な施策推進

(2) プランの目標

このプランは、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、その実現のため、条例制定時に設定した4つの重点目標である

- (1) 防犯意識の高いひと・地域づくり
- (2) 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進
- (3) 少年非行の防止活動の推進
- (4) 防犯環境に配慮したまちづくり

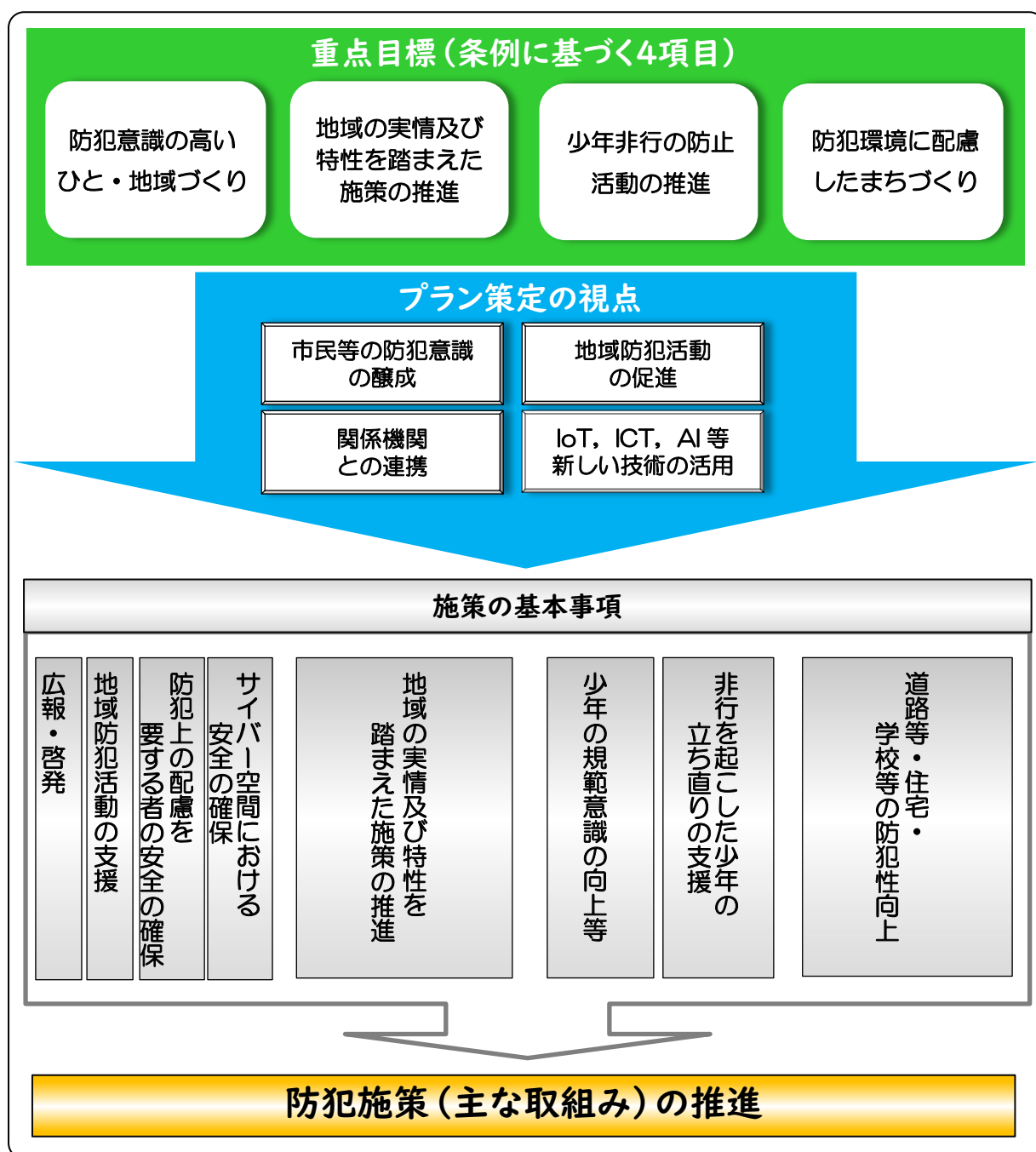
について、市民等が自らの安全確保や地域防犯活動に取り組むことができるよう、必要な支援や情報提供を含め、防犯施策を推進していきます。

(3) プラン策定に当たっての視点

防犯施策の実施に当たっては、条例に規定する基本理念や、市民・地域団体・事業者等の役割、市の責務を踏まえ、関係機関、関係局の意見を参考にして

- (1) 「市民等の防犯意識の醸成」
- (2) 「地域防犯活動の促進」
- (3) 「関係機関との連携」
- (4) 「IoT, ICT, AI 等新しい技術の活用」

の4項目を視点とします。



(4) プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2 前プランの振り返り

福岡市では、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」を制定し、平成27年3月に条例に位置付ける推進計画として、「福岡市防犯のまちづくり推進プラン(平成27年度～平成31年度)」(以下「前プラン」という。)を策定し、計画に基づいた防犯施策を推進してきました。

前プランの成果指標のひとつである刑法犯認知件数は、最終目標値を達成し、その他の成果指標についても、目標値には達しなかったものの、初期値に比べ目標値に向かって改善するなど一定の成果は出ています。しかしながら、政令指定都市20都市の中で、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、ワースト上位で推移しているため、今後とも、より効果的な防犯施策を計画的に推進していく必要があります。

①広報・啓発

- 出前講座の実施回数・受講者数ともに目標値を達成し、多くの市民に防犯意識の向上を図ることができた【H30 294回・23,003人】
- 新たに「福岡市防犯強化月間(8月)」を創設。毎年、市政だよりでの防犯対策特集の掲載や、各区での啓発キャンペーンの実施など、防犯に関する広報・啓発を集中的に実施。防犯強化月間のさらなる周知が必要
- 新たに「新大学生防犯強化月間(4～5月)」を創設。毎年、大学新入生を対象に、防犯に関する学内メールの配信や出前講座など広報・啓発を集中的に実施
- 市民のモラル・マナーの向上に向け、自転車安全利用や歩行喫煙禁止、路上違反広告物・放置自転車の撤去、地下鉄乗車マナー啓発など、全庁的に取り組むことにより、市民のマナーに対する満足度が改善
- 飲酒運転の撲滅を目指し、撲滅大会や市民の集い、各区におけるキャンペーンなど、8月25日を中心に集中的な啓発活動を実施
- 広く市民に対し、関係団体と共同して、薬物乱用防止に関する各種啓発活動等を行うとともに、各小・中学校において薬物乱用防止教室を実施。電話相談援助においては、専門性の強化や円滑な関係機関との連携が必要
- 市のホームページ等にて「ふっけい安心メール」の周知を行うとともに、児童生徒に対して危害を与える事案等について、関係局・区と連携の上、地域への迅速な情報提供。市民への犯罪情報については、さらなる周知を図ることが重要

②地域防犯活動の支援

- 校区内における危険箇所を認識するなど、住民の防犯意識を高めるとともに、地域による防犯活動の促進を図るため校区の安全安心マップの作成・更新を支援
- 庁用自動車の地域への無償譲渡、車検費用やガソリン代を助成することにより、地域防犯活動を支援

- 防犯パトロール活動は地域の安全確保において重要な役割を果たしているが、高齢化や共働き家庭の増加による地域防犯の担い手不足などが課題
- 防犯ボランティア支援事業は企業協賛金等により新たに防犯活動を行う団体等を支援。対象団体の減少など企業協賛金による継続が困難
- 街頭防犯カメラの需要は高いため設置要望に対応できるよう制度を改正
- 防犯灯のLED化の普及促進が図られている。自治会等による設置及び維持管理に係る負担軽減のため支援が引き続き必要
- 自治協議会等の自主防犯活動団体に対して、防犯活動の活性化につながるよう、各区の実情に応じて、防犯活動用品(防犯パトロールベスト、防犯キャップ、のぼり旗等)などの防犯活動用品の支援

③防犯上の配慮を要する者の安全の確保

- 市内小学1年生に対し、夏休み前に防犯・交通安全のリーフレットを配布
- PTAにおいて、地域の協力により子どもが危険を感じたときに駆け込むことのできる「こども110番の家」の普及等を推進。市は子どもや保護者に対する周知を促進
- 市内の全幼稚園、小・中学校、特別支援学校において、スクールガード(学校安全ボランティア)による巡回・警備がすべての学校で定着。通学路の巡回の際、「こども110番の家」確認や通学路の状況を把握。今後、各学校における安全体制強化などの検討が必要
- 高齢者をターゲットとした悪質商法等の手口は複雑化・巧妙化。高齢者が遭いやすい被害の対策について講座を継続するとともに、警察と連携したイベントの実施や、ケアマネジャー会議での啓発協力などを依頼
- 性犯罪被害の多くを占める若年層への啓発として、公式Twitterを開設「リツイートが性犯罪を防止する」をテーマに啓発情報を配信するなどのキャンペーンを実施

④サイバー空間における安全の確保

- 学校非公式サイト等での問題のある書き込みや画像投稿に対して、学校ネットパトロールによる監視や書込削除依頼などを実施
- 中学校入学説明会における保護者向けメディア啓発や、学校・PTAの希望に応じて講師を派遣するメディア学習会を開催
- SNSなどメディア利用の啓発について、より広く・効果的な啓発手法について検討が必要

⑤地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

- 都心部や繁華街，大学周辺地区など，地域の実情や特性を踏まえ，各区において，地域団体や警察等関係団体と連携した防犯活動を実施

（東 区）

校区防犯パトロール活動支援，警察と連携した高齢者交通安全・防犯教室の開催 等

（博多区）

中洲環境浄化パレードへ参加，地域防犯活動研修会の開催，地域や消防，警察と連携した不審火パトロールの実施 等

（中央区）

地域・企業・学校・警察・行政で構成する，中央区犯罪の起きにくいまちづくり総合対策(NCC)活動による防犯活動への参加，居酒屋・カラオケ店等の客引き対策としての巡回パトロールの実施 等

（南 区）

地域・企業・学校・警察・行政で構成する，大橋安全・安心まちづくり応援団による夜間パトロール・環境美化活動の実施，南区防犯推進及び青パト連絡会の運営 等

（城南区）

城南区防犯推進協議会の運営，各校区防犯委員を対象とした防犯指導研修の開催 等

（早良区）

地域の意見を反映させるためワークショップを開催し，地域・行政・警察の今後の改善・対応策を取りまとめた「安全・安心まちづくり基本計画」の作成 等

（西 区）

西区西部地区暴走族根絶・非行防止推進協議会による西部7校区合同防犯パトロールの実施 等

- 青色回転灯付きバイクによるパトロールは，犯罪抑止効果も限られ，費用対効果を鑑みて，平成27年度に事業終了。路上駐輪場等への注意喚起の看板設置や，大学生等に対するチラシ配布，メール配信等を通じた啓発を実施

- 繁華街における環境健全化活動として，暴力団排除に向けた取組みを進めるとともに，地域や警察行政が連携し，新たな賑わい創出や美化活動，タクシー渋滞緩和対策を実施。昨今は，博多駅筑紫口や天神・大名周辺において居酒屋やカラオケ店等の悪質な客引き行為等が問題化

- 職員や委託業者による夜間監視パトロールや投棄物回収，不法投棄防止の広報・啓発（「不法投棄防止強化月間（6・12月）」における街頭啓発キャンペーン，警告看板の設置など）を実施。今後とも継続した対策が必要

⑥少年の規範意識の向上等

- 少年愛護パトロール員が地域を巡回し、地域の諸問題等の早期発見に努めるとともに、小・中学生が利用する機会の多い店舗を「青少年を見守る店」として指定し、愛の声かけ運動や不良行為を発見した際に関係機関へ連絡など協力依頼
- コンビニ、書店等への立入調査を実施し、有害図書類の陳列方法指導や、有害がん具類の販売制限を指導。「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間(7月)」や「福岡市子ども・若者育成支援強調月間(11月)」において、少年の健全育成に向けた啓発を強化
- 児童生徒の思いやりや命を大切にする心を高めるために、地域人材の活用や公開授業など、学校と地域・保護者が一体となった「共育」による道徳教育を推進
- 留守家庭子ども会や子ども会などにおいて、非行防止に関する講話や「健やかカルタ」などの体験活動による出前講座「こども防犯出前塾」を実施【H30:124回】

⑦非行を起こした少年の立ち直りの支援

- 非行・引きこもりなどの困難を有する若者を対象とした取組みは、心身状態が不安定で参加が安定しないなど、若者の立ち直りには一定の時間を要するため継続した支援が必要
- 地域の居場所づくりに取り組む団体に対し、ノウハウ提供や情報交換、交流会などの開催
- 様々な居場所づくりの取組み(子ども食堂など)との連携などを今後検討
- 「遊び・非行型」不登校児童生徒の『居場所』づくり「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を公民館、集会所、学校等で実施。今後、フリースクール等の学校外施設利用を視野に入れ、個に応じた支援につなげていくことが必要

⑧道路等・住宅・学校等の防犯性向上

- 防犯環境設計指針について市民に対する周知が十分とは言えない状況
- 防犯灯のLED化の普及促進が図られている。自治会等による設置及び維持管理に係る負担軽減のため支援が引き続き必要
- 街頭防犯カメラの需要は高いため設置要望に対応できるよう制度を改正
- 公園の再整備は、年間で実施できる箇所に限りがあため、管理面において犯罪抑止に配慮し、優先度を判断のうえ樹木管理に取り組むこと、また地域による公園愛護活動を一層盛んにすることで公園の防犯対策の強化を図ることが必要
- 住まいに関する情報手引きなどへの防犯対策の掲載や、防犯性の高いセキュリティ・アパートなど防犯性の高い建物の普及など、継続的な広報啓発を実施
- 防犯カメラやインターホン設置など学校内における防犯環境づくりを推進。不審者対応避難訓練の実施校は増加【H30:小・中学校 162校】

3 プランの成果指標

防犯推進プランでは、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、

- ・福岡市の犯罪の少なさに満足している人の割合
- ・自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思ふ人の割合
- ・刑法犯認知件数

をその成果指標とします。

年 指標の内容	現状値	最終目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)
福岡市の犯罪の少なさに満足している人の割合 (※1)	34.1%	50%
自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思ふ人の割合 (※2)	62.0%	70%
刑法犯認知件数 (※3)	14,916件	9,000件

(出典)

※1 福岡市市長室「市政に関する意識調査」

※2 福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

※3 福岡県警察「福岡県刑法犯市町村別認知件数」

4 プランの推進体制

条例第8条に基づく推進体制である「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」において、プランに基づく取組みを推進していきます。具体的には、毎年度の各取組みの進捗状況を幹事会に諮り、その結果を本部の各委員に報告するとともに、ホームページにおいて公表します。さらに、再犯防止の推進や犯罪被害者等支援など、防犯のまちづくりとの関連性が高い施策の動向を踏まえ、適宜取組みの充実を図っていきます。